○北海道開発局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十号及び二百四十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
釧路市阿寒町阿寒湖温泉三丁目四番四一から同市阿寒町シュリコマベツ四番四まで	前	二一・八メートル～二四・〇メートル	二三・六キロメートル
	後	二三・六メートル～三〇・六メートル	〇〇・二三八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十四号及び三百九十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道斜里郡小清水町字浜小清水四七四番一から同町字浜小清水五〇三番一まで	前	二〇・六メートル～四二・六メートル	〇〇・三一一キロメートル
	後	一五・三メートル～三一・二メートル	〇〇・三一一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十三号及び三百三十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道上川郡上川町字上越国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二〇七五林班イ小班から同町字上越国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二〇七五林班わ小班まで	前	一八・〇メートル～二六・三三メートル	〇〇・一八二キロメートル
	後	二二・二メートル～四五・二四メートル	〇〇・一八二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五号	北海道虻田郡ニセコ町字里見一三〇番一地内	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
〃	北海道寿都郡黒松内町字豊幌三一七番五から同町字豊幌三二〇番一まで	〃
三十七号	室蘭市幌萌町一六二番二から同市幌萌町一番七まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
〃	室蘭市陣屋町三丁目一九番一から同市幌萌町一六二番二まで	〃
二百三十一号及び四百五十一号	石狩市浜益区浜益五八四番一地内	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成三十年三月十六日

○北海道開発局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五号及び二百二十九号	小樽市忍路一丁目一四五番一から同市桃内一丁目一一四番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　平成三十年三月十七日十五時

○沖縄総合事務局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

沖縄総合事務局長　能登　靖

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宜野湾市字字地泊浜原五五八番二三から浦添市字港川崎原五四二番一五まで	前	二七・三メートル～六二・七メートル	一・九二七キロメートル
	後	二七・三メートル～六三・一メートル	一・九二七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

沖縄総合事務局長　能登　靖

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十八号	宜野湾市字字地泊浜原五五八番二三から浦添市字港川崎原五四二番二まで	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月十八日